

社会福祉法人上寿の会 役員等の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人上寿の会（以下「法人」いう。）の法人業務に伴う役員等に対する報酬等について定めるものとする。

(役員等)

第2条 この規程の法人の役員等とは、次のものをいう。

- (1) 評議員
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員選任・解任委員

(役員等の勤務形態)

第3条 法人の理事長は、非常勤とする。

- 2 常務理事は、非常勤とする。
- 3 前各項の理事を除く役員等は、非常勤とする。

(業務の種類)

第4条 報酬等を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事長の執行職務
- (2) 常務理事の執行職務
- (3) 理事会及び評議員会並びに評議員選任・解任委員会への出席
- (4) 監事による定期又は臨時監査
- (5) 行政機関による監査の立会
- (6) 役員研修会への参加及び他の施設の視察業務
- (7) その他理事長が必要と認めた業務

(報酬等の種類)

第5条 この規程の報酬等は、職務遂行の対価として認められる次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員等の費用弁償
- (2) 常務理事の費用弁償
- (3) 監事監査の報酬及び費用弁償

- (4) 役員等の交通費及び日当・宿泊料等の旅費
 2 賞与及び退職手当等は、役員等には支給しないものとする。

(報酬等の支給)

第6条 第4条の(1)から(5)の業務の場合は、報酬等として次に定める額をその都度支給できるものとする。

(1) 室蘭地域（室蘭市、登別市、伊達市）に居住の役員等

区 分	基準	支給額
(1)の理事長の業務	無報酬とする。ただし、月2回の勤務を基本とし、日当（3,000円）の費用弁償分とする。	一回 3,000円
(2)の常務理事の業務	無報酬とする。ただし、週1回の勤務を基本とし、日当（3,000円）の費用弁償分とする。	一回 3,000円
(3)及び(5)の出席又は立会の役員等	無報酬とする。ただし、必要な時に日当（3,000円）の費用弁償分とする。	一回 3,000円
(4)の監事の業務	必要な時に近郊交通費（1,000円）の費用弁償及び監査報酬（6,000円（2,000円/H×3時間））とする。	一回 7,000円

(2) 室蘭地域以外に居住の役員等

室蘭地域以外に居住の役員等は、上記の室蘭地域居住の役員等の支給額に、第2項に定める交通費を加えた額をその都度支給できるものとする。

- 2 第4条の(6)及び(7)の場合は、法人旅費規程を準用し、次の交通費及び日当・宿泊料等の旅費をその都度支給できるものとする。

表第1 交通費

鉄 道 費				車賃	船 賃 航空賃
運賃	急行料	特別急行料	座席指定料金		
乗車に要する運賃	普通急行列車を運行する線路による出張で片道50キロメートル以上のもの。	特別急行列車を運行する線路による出張で片道100キロメートル以上のもの。	座席指定料金を徴する列車を運行する線路による出張で片道150キロメートル以上のもの。	現に要した実費	現に要した実費

表第2 日当及び宿泊料等

区 分	日 当 (1日につき)	宿 泊 料 (1夜につき)	会議等参加費	備 考
役員等	2,500円	10,000円	現に要した実費	

(適用除外)

第7条 法人の職員であつて理事を兼務する者は、第4条の(1)から(5)の業務の場合及び第5条第2項については、この規程は適用しない。ただし、第4条の(1)から(5)の業務の場合にあつて、やむを得ず当該業務を施設外で行う場合は、この限りではない。

(細 則)

第8条 この規程に定めのない事項については、評議員会において別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。